

平成28年3月26日

平成28年度高井田苑事業計画

障害者支援施設 高井田苑

1. 支援方針

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものです。

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行されることになっています。

障害者差別解消法は、合理的配慮の拒否を禁止しています。

このため、利用者支援にあたっては、個々の利用者の障がい特性に応じて合理的配慮に基づいた支援を行います。

また、支援体制を見直し、生活支援と日中活動支援に役割を分担し、よりきめ細かな利用者支援体制を構築します。

共同生活援助事業所ホームにじにつきましましては、地域生活支援センターさんねっとと密接に連携し地域生活の向上を図ります。

2. 地域生活移行の推進

大阪府及び柏原市の第4期障がい福祉計画では、入所施設の入所者の地域生活への移行に関して、厚生労働省の基本方針においては、地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点において、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後グループホーム等へ移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の数値目標を12%以上と設定しています。

また、厚生労働省は、障がい者の高齢化・重度化に対応して、今後のグループホームの在り方について、重度の知的障がい者を積極的にグループホームへ移行する方針を打ち出しています。

そのため、利用者が将来地域で生活できるよう地域生活移行に向けた支援を含めた個別支援計画を策定します。

3. 隣接地の有効利用について

隣接地に建設する建物につきましては、プロジェクトで鋭意検討作業を進め、建築設計事務所と実施設計に向けた基本設計の最終調整を行っています。

建物は3階建てで、高齢化に対応したバリアフリーとし、1階は居室5部屋と短期入所用居室2部屋、2階は居室5部屋と、自立訓練用居室2部屋、3階は相談室と会議室及び多目的室となっています。

今後の詳細な日程等につきましては、5月の理事会でご報告しご審議いただきたいと考えております。

4. 高井田苑の改修工事について

高井田苑の居室は、1階12室、2階18室で、1階は16名、2階は23名の利用者が生活しています。

2階につきましては、過密な生活環境を改善するため、2階フロアを2つのユニットに改修すると共に、現在、2階食堂及び作業室として利用しているスペースの一部を新たに居室3室に改修したいと考えています。

これらの改修工事を行うことで、居室の個室化の促進と利用者の障がい特性に合わせたグルーピングを行うことでより快適な生活環境を提供します。

5. 健康管理・栄養マネジメント

利用者の健康管理は支援の基本であり、利用者の健康管理は、日頃から利用者の体調を確認し疾病の予防、早期発見、早期治療が重要であることから、協力医療機関等との連携を図ります。

インフルエンザ、ノロウイルス等感染症対策も重要な課題であり感染症を施設に持ち込まないよう支援員と看護師が連携すると共に、感染症予防に対する正しい知識を支援員が身につけるため、感染症に関する研修に参加させる等適切に対応します。

なお、利用者の健康診断は、年2回（5月・11月）実施します。

また、各利用者の栄養健康状態に着目し、健康の維持増進、疾病又はその重症化の予防等、適切な食事を提供するため管理栄養士による栄養マネジメントを引き続き実施します。

6. 日中活動支援

利用者の障がい特性等にあわせて、農耕班・リサイクル班・軽作業班・生活班及びすてっぷで日中活動支援を行います。

農耕班には7名の利用者が参加し、化学肥料を使わない有機農法で季節ごとの野菜を栽培し、収穫した作物はバザー等で販売します。

リサイクル班は10名の利用者が参加しており、アルミ缶のリサイクル作業を行い、アルミ缶の回収については、芝山住宅等地域の協力を得て行きます。

軽作業班には4名の利用者が参加し、内職作業を行います。

生活班（1階）には7名の利用者が参加し、各利用者の障がい特性にあわせた個別課題に取り組みます。

生活班（2階）は11名の利用者が参加し、内職作業を中心に活動を行い、内職作業になじまない利用者については個別課題に取り組みます。

すてっぷ（従たる事業所）には、10名の利用者が参加し作業に取り組んでいますが、地域の障がい者も受け入れます。

7. 行事・個別外出

利用者の社会経験と地域で過ごす機会を提供するため、行事では、日帰り旅行等を毎月実施すると共に、施設内行事を行います。

買い物、軽食、ドライブ等利用者のニーズに基づいた個別外出を平日の作業終了後や作業のない土日祝日に実施します。

また、ガイドヘルパーを利用した外出にも取り組みます。

〈主な年間行事〉

高井田苑祭	5月15日	近隣施設に模擬店の出店を呼びかけると共に、地域住民との交流の場とします
武田塾納涼祭	7月末	武田塾の納涼祭に参加すると共に、野菜等の販売も行います
夏祭り	8月26日	夏の風物詩である花火を楽しみます
懇親会	9月10日	高井田苑の開所記念行事として開催し利用者・家族・職員の交流の場とします
一泊旅行	10月	すてっぷの利用者を中心に一泊旅行を行います
大掃除	11月27日午前	利用者・家族に参加していただき施設内、施設周辺の大掃除を行います
焼き芋大会	11月27日午後	農耕班が栽培したさつま芋を収穫し、ご家族にも参加していただき焼き芋を楽しみます
クリスマスレクレーション	12月23日	クリスマスケーキ作りを体験します

8. 生活支援員の専門性の向上

高井田苑の利用者の平均支援区分は5.2で、重度の知的障がいと併せて自閉症や自閉的傾向のある利用者が大半となっています。

また、利用者の高齢化に伴い支援のあり方も各利用者の能力の維持を含め、

高齢知的障がい者の支援について、外部講師を招いた研修を行います。

強度行動障害支援者養成研修や人権研修をはじめ、支援員の専門性を向上させるため大阪知的障害者福祉協会等が実施する研修に参加させるとともに、施設内研修の充実も図って行きます。

さらに、中堅以上の職員を対象にリスクマネジメントやメンタルヘルスに関する研修に参加させたいと考えています。

9. 成年後見人制度の利用促進

高井田苑における司法書士等の第3者成年後見人を利用している利用者は6名で、家族が成年後見人となっている利用者は3名です。

利用者の主たる収入は障害基礎年金であり、親亡き後を考えた場合、司法書士や社会福祉士等を成年後見人とすることが重要と考えています。

このため、家族に対して成年後見制度に対する理解を深める取組を行います。

平成28年3月26日

平成28年度共同生活援助事業所ホームにじ事業計画

1. 支援方針

施設生活から地域生活に移行した利用者がさまざまな経験を積み、充実した生活が送れるように支援します。

可能な利用者については一人での外出など生活の幅が広がるように支援します。

また、地域住民に障がい者の地域生活を理解し、支援が得られるよう地域の活動にも積極的に参加していきます。

2. 基本的人権の尊重

利用者と職員が対等な関係を築き、合理的配慮に基づき利用者の人権やプライバシーに配慮した支援を行います。

3. 個別支援計画に基づいた支援

利用者および家族の意向、ニーズの把握を行い個別支援計画を作成し、それに基づいた支援を行います。

また、日中（生活介護）と夜間（共同生活援助）で支援者が違うため高井田苑支援員とグループホーム世話人との連携を十分に行い、利用者の状況を把握し適切な支援を行います。

4. 利用者の生活環境の整備

各居室の充実を図り、利用者が心身ともにリラックスした心地よい生活ができるよう支援し、共用スペースについても利用者のニーズを取り入れ、清潔で住みやすい生活環境を整えます。

5. 余暇活動等の支援

休日の余暇活動については図書館等地域の社会資源を積極的に利用し、地域での活動を充実させる支援を行い、地域の行事にも参加します。

ホーム周辺の散歩を通じ、緊急時の避難場所への経路を身につけてもらう支援を行います。

ガイドヘルパーを利用する利用者も増えており、さんぽーとと連携しガイドヘルパーの利用を拡大します。

6. 世話人の資質向上

グループホーム利用者の障がい特性に配慮し合理的配慮に基づいた支援を行うため、サービス管理責任者や支援員がグループホーム世話人に適切な助言を行うと共に、研修によるグループホーム世話人のスキルアップに努めます。

平成28年3月26日

平成28年度高井田苑すてっぷ（従たる事業所）事業計画

1. 支援方針

利用者の障がい特性にあわせた作業を提供し、様々な作業を経験することにより作業を通じて達成感が感じられ、各利用者の能力を引き出す支援を行います。

週1回程度社会資源を活用した社会経験の場を提供し、地域生活に向けた支援を行います。

また、さんねっとと連携し地域の障がい者も受け入れます。

2. 職員体制

3名（常勤3名）

3. 利用定員

12名（現10名）

4. 活動時間

月曜日から土曜日の午前9時30分から午後3時（但し祝日及び第2・4土曜日は休業）

5. 活動場所

柏原市国分本町1-3-33エクシード国分204号

6. 作業内容

利用者の障がい特性に併せて、利用者の能力を引き出す支援を行うため、紙おしぼり袋詰め、紙箱の組み立て、ネジの袋詰め、学習教材の組み立て、扉用ローラー組み立て、版画セットの袋詰め等の作業に取り組みます。

平成28年度相談支援事業計画書

社会福祉法人 武田塾
地域生活支援センター さんねっと

1. 基本方針

- ①障がいのある方が、その人の有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき障がい者本人やそのご家族からの相談に応じ、関係機関と連携しながら必要な情報の提供及び助言等の支援を行う。
- ②障がい者に対する虐待の防止及びその早期発見のため関係機関との連絡調整やその他の障がい者の権利擁護のために必要な援助を行う。

2. 運営管理

- (1) 名称 地域生活支援センター「さんねっと」
- (2) 所在地 柏原市国分本町1丁目3-33エクシード国分301
- (3) 事業 ①柏原市障害者相談支援事業
②指定特定相談支援事業(計画相談支援)
③指定一般相談支援事業(地域移行支援・地域定着支援)
④指定障害児相談支援事業
- (4) 職員 管理者1名(相談支援専門員兼務)
相談支援専門員2名

3. 利用者

柏原市在住で「さんねっと」に登録または利用契約している障がい(児)者

4. 事業内容

- ①生活全般の相談(電話・外来・訪問)
- ②サービス利用に関する情報提供
- ③サービス利用計画書の作成
- ④サービス事業者の担当者会議の開催
- ⑤サービス事業者との連絡調整
- ⑥モニタリングの実施
- ⑦障がい児を中心とした音楽療法(わおんの会 月1回)
- ⑧外出活動を中心とした余暇支援(じゃむの会 月1回)
- ⑨相談活動やピアカウンセリングの場としてのサロン活動(さえらの会 月1回)
- ⑩権利擁護、人権啓発(苦情解決)相談
- ⑪機関誌(Sunnet通信)の発行
- ⑫柏原市自立支援協議会に参加
- ⑬柏原市障害者虐待ネットワークに参加
- ⑭地域生活移行、地域生活定着のための支援

平成28年度 居宅介護事業計画書

社会福祉法人 武田塾
居宅介護事業所 さんぽーと

1. サービスの目的

屋外での移動や外出が困難な障がい児者に対して、それぞれのニーズに合わせて支援を行い、自立生活や社会参加の目的が達せられることを目的とする。

2. 運営管理

- (1) 名称 行動援護・移動支援事業所「さんぽーと」
(2) 所在地 柏原市国分本町1丁目3-33エクシード国分301
(3) サービス名 ①行動援護事業(大阪府指定)
②移動支援事業(柏原市・羽曳野市・東大阪市・枚方市・河南町指定)
③居宅介護事業(大阪府指定)
④重度訪問介護(大阪府指定)
(4) 職員 管理者 1名
サービス提供責任者 1名
非常勤 25名

3. 利用者

「さんぽーと」と契約する障がい児者

4. 事業内容

- (1) 外出時に必要とする代読、代筆その他のコミュニケーションの支援
(2) 外出時に必要とする食事、衣服の着脱及び排泄の介助
(3) 外出における出発時及び帰宅時の身辺介助
(4) 居宅介護サービス
・身体介護食事やトイレの介助、入浴・洗顔の介助など
・家事の援助
掃除、洗濯、布団干し、買い物、食事の準備、後片付け、部屋の整理整頓
・通院等介護支援
・身体介護の有無に関わりない通院介護
(5) 重度訪問介護サービス
重度の肢体不自由者の方や知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を有する方に対する身体介護
居宅での入浴、排せつ、食事の介護など
移動中の介護など総合的な介護を行う。
(6) 予防的対応(行動援護)
①予め目的地、道順等を理解可能な手段を駆使して伝え、落ち着いた行動がとれるように試みる。
②行動障がいが起こる条件を熟知し、予防的対応を行う。

(7) 制御的対応(行動援護)

- ①行動障がいが発生したときは、本人、周囲の人の安全を確保し適切に収める。
- ②危険が伴う突発的な行動を適切に収める。
- ③強いこだわりを示すなどの行動に対する対応。

5. その他

職員の資質向上のための研修を定期的に行いサービスの質の向上を図る。